

(I5) 土木学会選奨土木遺産選考規程

平成21年4月1日 制定
平成23年11月18日 一部改正

(総則)

第1条 この規程は、土木学会選奨土木遺産の選考について定める。

(目的)

第2条 土木学会選奨土木遺産の選考は、その工学的機能と社会に果たしてきた役割、建造にあたった技術者の尽力・先見性・使命感などの点から貴重な歴史的土木構造物を選奨土木遺産として顕彰することにより、以下のことを促してその重要性を広く社会に啓発し、ひいてはその保存に資することを目的とする。

- (1) 社会へのアピール（現在も持続する又は歴史的な社会的意義・文化的価値の啓発等）
- (2) 土木技術者へのアピール（先輩技術者の尽力・先見性・使命感に対する理解、偉業に対する尊敬の念、将来の文化財創出の認識・意欲、技術者としての責任の自覚等の喚起）
- (3) まちづくりへの活用（歴史的土木構造物が地域の自然や歴史・文化の一部として地域資産であるとの認識の喚起）
- (4) 以上の観点から、失われるおそれのある貴重な歴史的土木構造物の救済・保護の必要性のアピール

(募集、選考及び表彰方法)

第3条 土木学会選奨土木遺産の募集、選考及び表彰にかかる業務を行うため、土木学会選奨土木遺産選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の構成、運営、その他については、別に内規で定める。

2 土木学会選奨土木遺産は、委員会の推薦に基づいて理事会で決定し、管理者に通知するとともに公表する。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年3月19日 理事会議決） この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。